

【釜石市脱炭素先行地域計画】

小売電気事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 事業の背景

市は、令和3年10月に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言し、恵まれた貴重な自然環境を未来の子どもたちに引き継ぐため、気候変動対策に積極的に取り組んでいる。

令和6年9月には、市と29の共同提案者による計画提案が環境省 脱炭素先行地域（第5回）に選定され、釜石市脱炭素先行地域計画「釜石版サステナブルツーリズムがつなぐ地域脱炭素プロジェクト」を始動。

その取組の一環として、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを進めている。

(2) 事業の目的

釜石市脱炭素先行地域計画の実現のため、地域の再生可能エネルギーを活用し、市内需要家に電力供給を行うエネルギーの地産地消の仕組みづくりによって、域外流出しているエネルギー代金の地域内循環、収益を活用した地域への貢献と地域脱炭素化を併せて実現することを目的とする。

(3) エネルギーの地産地消の仕組みづくりの骨子

釜石市脱炭素先行地域計画（資料1）のとおり

(4) 担当部局及び書類提出先等

釜石市産業振興部企業立地港湾課ゼロカーボンシティ推進室

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3-9-13

電話：0193-27-8423 F A X：0193-22-9505

e-mail：kouwan@city.kamaishi.iwate.jp

2 事業実施者の業務内容

(1) 地域新電力会社の設立に関する業務（地域新電力を新設する提案の場合）

ア 法人設立業務（定款の作成、設立登記等）

イ 小売電気事業の登録業務

ウ 日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）への会員登録業務（必要な場合）

エ その他地域新電力会社設立等に必要な業務

(2) 地域新電力会社の運営に関する各種業務

ア 経営戦略の策定・管理業務（事業計画策定、市場調査等）

イ 営業業務（契約約款、料金メニュー策定等）

ウ 需給管理・調整業務（電源確保・JEPXへの入札等）

エ 財務に関する業務（資金調達・財務管理等）

オ 経理に関する業務（各種支払い・請求書発行等）

カ 関係法令等に基づく諸対応業務

キ 総務・広報・会計に関する業務（株主総会の開催・決算書作成等）

ク その他地域新電力会社の運営に必要な業務

(3) 地域貢献事業及び地域脱炭素化事業

地域新電力事業の収益を活用し、地域活性化やレジリエンス強化などの地域貢献事業及び本市が目指す脱炭素先行地域の実現に向けた取組への参画などの地域脱炭素化事業を行う。

3 応募条件

(1) 応募要件

ア 応募者は、岩手県内に本社を置く事業者を含む単独企業又は複数企業によるグループとする。

イ グループの構成員は日本国内の事業者に限る。

ウ 複数企業によるグループが応募する際は、岩手県内に本社を置く事業者を代表事業者として指定しなければならない。代表事業者は、本市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。

エ グループは、全ての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

オ 当該応募に際し構成したグループに他の応募案件グループ構成員が含まれることは、認めない。

(2) 応募者の資格要件

応募者（全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく釜石市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ 釜石市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、釜石市入札参加資格再認定を受けていること。

オ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

(3) 電力需給調整業務を担う者の資格要件

応募者は、需給調整業務を担う者を必ず入れなければならない。また、需給調整業務を担う者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 経済産業省に登録されている小売電気事業者であること。

イ 一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）での取引実績を有すること。

4 提案条件

提案するに当たり、次に示す条件に同意できること。

(1) 釜石市脱炭素先行地域計画の実現

応募者は、釜石市脱炭素先行地域計画の内容を十分に理解し、その実現に向けて、市に協力しなければならない。

(2) 市の出資受入

ア 応募者は、市の出資受入れについて提案に盛り込むこと。

イ 市の出資比率は5 %程度を想定。

ウ 地域新電力会社を新設する場合、令和 8 年 10 月を目途に会社を設立し、令和 10 年 2 月までに電力供給を開始できるよう小売電気事業者の登録申請を始めとする諸手続きを完了させること。

(3) 電源の調達

ア 釜石市脱炭素先行地域計画における「地域共生型太陽光発電（規模：3.14MW、売電単価：交渉中）」、「小規模分散型太陽光発電（規模：350 kW程度、売電単価：交渉中）」及び「岩手沿岸南部クリーンセンター廃棄物発電（規模：4.00MW※バイオ非バイオ含む、売電単価：交渉中）」から再生可能エネルギー由来の電力を調達すること。

イ アの電源は全て非 FIT 電源であり、調達方法は相対契約による。

ウ アの電源のうち、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して導入する「地域共生型太陽光発電」、「小規模分散型太陽光発電」については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号）等の関係規則を遵守し、全量を調達した上で、釜石市脱炭素先行地域計画で定めるエリア内民生部門需要家（以下、エリア内民生部門需要家）に対して供給すること。

エ 将来的には、地域再エネの最大限活用を目指し、釜石市内に立地する地産電源を積極的に購入し、電力供給を実施すること。

(4) 電力供給

ア 令和 10 年 2 月までに、市有施設への供給を開始すること。

イ その後、準備が整い次第、エリア内民生部門需要家に対して供給を開始すること。

ウ 将来的には、市内全域の需要家に対して供給すること。

エ 小売電気事業の経営安定化のため、市外需要家の開拓等の努力をすること。

(5) 利益活用の方針

本事業で得た利益の一部は、本事業の目的を踏まえ、持続可能なまちづくりに資する取組等の地域貢献事業に活用すること。

(6) 電力需給調整業務の内製化

地域新電力会社を新設する際は、設立直後から電力需給調整業務を内製化しない場合、雇

用創出の観点から、将来的な電力需給調整業務の内製化について検討を行うこと。

5 市の協力事項

(1) 電力小売に関して

ア 市は、市有施設の電力契約を地域新電力会社に切り替えるべく、最大限の努力を行う。

イ 市は、地域新電力会社から継続的に電力調達するべく、最大限の努力を行う。

(2) 電源調達に関して

市は、地域新電力会社が、釜石市脱炭素先行地域計画における地域共生型太陽光発電、小規模分散型太陽光発電及び岩手沿岸南部クリーンセンター廃棄物発電から電源を調達できるよう発電事業者との合意形成に向けて必要な支援を行う。

(3) 地域貢献事業及び地域脱炭素化事業に関して

市は、地域新電力会社が市の政策に即した地域貢献事業を実施するに当たって、市が保有する人的ネットワークや各種情報を提供することを通じて支援を行う。

6 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始 令和8年7月13日（月）

イ 質疑書提出期限 令和8年7月21日（火）午後5時まで

ウ 質疑回答 令和8年7月24日（金）（予定）

エ 参加申請書及び企画提案書提出期限 令和8年7月27日（月）午後5時まで

オ プレゼンテーション審査 令和8年8月3日（月）

カ 審査結果の通知・公表 令和8年8月5日（水）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和8年7月27日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出書類

① 参加申請書 各構成員の代表者印を押印したもの1部

② 参加申請同意書（様式第2号） 構成員ごとに1部

複数企業によるグループで提案する場合

③ 参加資格要件確認書（様式第3号） 構成員ごとに1部

ウ 提出方法 持参による。なお、事前に来庁日時を連絡すること。

エ 提出先 1（4）に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を

提出すること。なお、辞退届の提出期限は、令和8年7月29日(水)午後5時までとする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第5号)により受け付ける。

ア 提出期限 令和8年7月21日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出先 1(4)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

エ 質疑への回答 参加申請を行った全ての代表事業者に、回答書を添付した電子メールを送信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和8年7月24日(金)

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年7月27日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出書類

① 事業実績等(様式第6号)

事業実績等の添付書類については、すべて片面印刷とし、可能な限りA4サイズとすること。やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズに合わせること。

② 会社運営体制図(様式第7号)

③ 企画提案書(様式第8号)

企画提案書については、文字は11ポイント以上の大きさとすること。また、すべて片面印刷、A4用紙5枚以内とする。

ウ 提出部数 正本1部 副本7部

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1(4)に同じ。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

ア 評価基準により提案評価を行い、評価点の合計が最も高い者を事業実施候補者として選定する。ただし、配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった場合は選定しない。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 評価については、「釜石市脱炭素先行地域計画に係る小売電気事業者公募型プロポーザル選定委員会」による評価を行い、選定委員の評価点の平均を提案評価の点数とする。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日時 令和8年8月3日(月)を予定

提案者ごとの集合時間等については、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）とする。
準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3 人以内とする。なお、代表事業者の主担当者及び受給調整業務を担当する予定の者は、必ず出席すること。

エ 注意事項

① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、8 部用意すること。

④ プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

⑤ プレゼンテーションに参加する者は来庁すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和 8 年 8 月 6 日（木）に書面により通知する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

8 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と発電事業者と市の 3 者による協議を経て、契約を締結する。協議の結果、契約に至らなかった場合、再度、公募型プロポーザルを実施する。

9 その他

(1) 企画提案書の提出後、提案者が 3（2）に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

(2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

(3) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された資料は返却しない。

(5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(6) 市の出資については、令和 9 年度当初予算の成立が前提であり、予算成立を経て令和 9 年 4 月 1 日以降に実施する。

【提供資料】

- ・釜石市脱炭素先行地域計画（市及び環境省 HP にて公表）
- ・市有施設一覧及びデマンドデータ（依頼があれば個別に提供）